

設置する学校に係る部活動の方針

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 学校長は、市教育委員会の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。（参考様式 1）

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）ならびに毎月の活動計画（参考様式 2）および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成し、学校長に提出する。

イ 学校長は、上記アの活動方針および活動計画等を、保護者等にも事前に周知するため、文書や学校のホームページ等を活用して公表するように努める。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 学校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

中学校においては、1つの部活動を複数体制で指導できるよう、教員数のおおむね2分の1の部活動数になるよう見直しを行う。

イ 市教育委員会は、県教育委員会と協議を行い、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員や地域スポーツ指導者を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員や地域スポーツ指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（学校

長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、定期的に研修を行う。

ウ 学校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営および管理に係る体制の構築を図る。

エ 学校長は、毎月の活動計画および活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や文化活動等を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 学校長は、部活動について共同管理体制を導入し、顧問および部活動指導員は、共同管理報告書（参考様式3）を活用して、複数の部活動の安全管理を効率よく行う。

カ 市教育委員会は、部活動顧問を対象とする部活動指導に係る知識および実技の質の向上ならびに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組みを行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

ア 学校長および部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。特に熱中症事故防止に必要な事項を理解し、事故防止のための適切な措置を講じる。（気象庁や環境省が発表する情報等に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。状況によっては、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩をとるとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底する。熱中症の疑いのある症状がみられた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施するなどの対応に努める。）

イ 部活動顧問は、休養を適切に取ることが必要であること、また、その活動内容に

即しながら過度の練習がスポーツ障害・外傷等の様々なリスクを高めること等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 部活動顧問は、中央競技団体や関係団体等が作成した部活動における指導手引を活用して、競技や分野の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週に振り替え、土曜日・日曜日・祝日または振替休日において年間52日以上部活動休養日を確保する。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 生徒の登下校時刻の適正化や過度の練習によるスポーツ障害の防止等の観点と、教員の勤務時間の適正化の観点から、朝練習は原則として行わないこと。

オ 活動場所が山、海、湖、川、専用施設など特殊な環境であることや、降雪等の気象条件の影響で屋外競技の活動場所が限られることにより、始業前に活動することまたは1日の活動時間を増やすことが必要となる場合には、事前に活動計画等により校長の承認を得ること。その際、その後に休養日を設けるなど、生徒のバランスのとれた生活に支障が生じないように配慮すること。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 学校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、競技力・技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置するよう努める。

イ 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組みを検討する。

(2) 地域との連携

ア 市教育委員会および学校長は、生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や各種団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 市教育委員会および学校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組みを推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 市教育委員会および学校長は、学校の部活動が参加する大会・試合やコンクール・コンテスト等の全体像を把握し、週末等で開催される様々な大会・イベント等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう配慮する。

イ 学校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会、イベント等を精査する。

(参考様式 1) 学校の部活動に係る活動方針

生徒の実態	ねらい	保護者の願い
学校や地域の実態	活動方針、活動計画 ※活動時間、休養日を明記	地域の要望
設置部活動		外部指導者との連携
指導力向上		危機管理体制
		体罰等の防止
	評価と改善	

※ 活動方針には、上記項目を含めて記載すること。

なお、様式については、適宜変更可とする。

(参考様式2) ○○年度 部活動 活動計画 (休養日設定確認表)

※平日1日以上、休日1日以上での休養日を設定しましょう

部活動名	部
------	---

顧問名	
-----	--

4 月				
日	曜日	休養日	活動時間	備 考
1	日	○	休養日	
2	月		9:00～12:00	
3	火		9:00～12:00	
4	水	○	休養日	
5	木		9:00～12:00	
6	金		16:00～18:00	新任式、入学式、始業式
7	土		9:00～12:00	
8	日	○	休養日	
9	月		16:00～18:00	
10	火		16:00～18:00	
11	水	○	休養日	
12	木		16:00～18:00	
13	金		16:00～18:00	
14	土		9:00～12:00	
15	日	○	休養日	
16	月	○	休養日	放課後活動休止日
17	火		16:00～18:00	
18	水	○	休養日	
19	木		16:00～18:00	
20	金		16:00～18:00	
21	土		9:00～12:00	練習試合(○○中)
22	日	○	休養日	
23	月		16:00～18:00	
24	火		16:00～18:00	
25	水	○	休養日	
26	木		16:00～18:00	
27	金		16:00～18:00	
28	土		8:30～16:00	春季地区大会
29	日	○	休養日	
30	月	○	休養日	
4月休養日数			11 日	

5 月				
日	曜日	休養日	活動時間	備 考
1	火		16:00～18:00	
2	水	○	休養日	
3	木		9:00～12:00	
4	金	○	休養日	春季地区大会の振休
5	土	○	休養日	春季地区大会の振休
6	日	○	休養日	
7	月		16:00～18:00	
8	火		16:00～18:00	
9	水	○	休養日	試験期間(～17 日)
10	木	○	休養日	
11	金	○	休養日	
12	土	○	休養日	
13	日	○	休養日	
14	月	○	休養日	
15	火	○	休養日	
16	水	○	休養日	中間試験1 日目
17	木		16:00～18:00	中間試験2 日目
18	金		16:00～18:00	
19	土		9:00～12:00	
20	日	○	休養日	
21	月	○	休養日	放課後活動休止日
22	火		16:00～18:00	
23	水	○	休養日	
24	木		16:00～18:00	
25	金		16:00～18:00	
26	土		13:00～16:00	練習試合(○○中)
27	日	○	休養日	
28	月		16:00～18:00	
29	火		16:00～18:00	
30	水	○	休養日	
31	木		16:00～18:00	
5月休養日数			17 日	

(参考様式3) 共同管理報告書
部活動指導の共同管理報告書

【業務内容】

- 同じ活動場所の複数の部活動の安全管理を行う。
- チェック表に基づいて、活動場所における安全管理を行う。
- 部活動終了後、チェック表を管理職に提出し、管理職が点検・管理する。

チェック表

点 検 印

共同管理者名			
月 日 ()	活動時間	: ~ :	
	活動場所	グラウンド・第1体育館・第2体育館・特別教室	
天気	気温	湿度	暑さ指数(WBGT温度)
晴れ・曇り・雨	℃	%	℃
熱中症予防のための運動指針			
WBGT温度	各顧問への連絡		水分補給・休息等の実施
21℃以下	☐ ほぼ安全	適宜水分補給	☐ 水分補給の実施 ☐ 休息の実施
21～25℃	☐ 注意	積極的水分補給	
25～28℃	☐ 警戒	積極的休息	
28～31℃	☐ 嚴重警戒	激運動中止	
31℃以上	☐ 運動は原則中止		
活動部活名	活動人数	練習内容	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
特記事項			
例) どの部活動もマネジャー等が水分補給の準備を整えており、休憩時間に部員が適宜水分補給していた。 例) どの部活動も活動前後にグラウンドの土をならしたり、石を取り除いたりして安全管理に努めていた。 例) 練習中に雷が鳴り始めたので、各顧問とともに生徒を校舎内に移動させ、室内練習メニューに変更した。			
けが等の 有・無	学年・クラス	生徒氏名	
男・女 部	年 組		
対処内容			
例) 転倒して肘に擦過傷有り。保健室に同行し、養教に適切な処置を依頼。その後、練習に復帰。 例) 熱中症を疑う症状有り。涼しい場所で休息させ水分を補給させる。その後症状は改善したが、練習には復帰せず顧問から保護者に連絡し、保護者とともに帰宅。			
男・女 部	年 組		
対処内容			